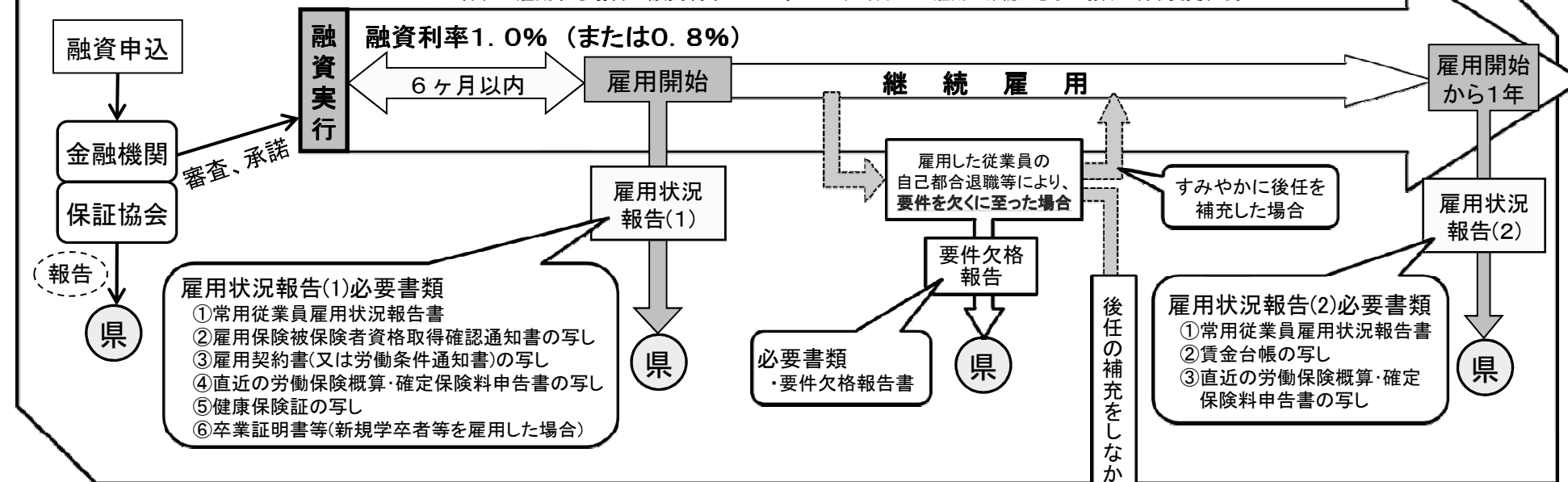


雇用創出特別支援枠における雇用スキーム(イメージ図)

雇用の要件を満たすケース

※3名以上雇用する場合は融資利率0.8%。ただし、3名以上の雇用が確認できない場合は利率変更する。



雇用の要件

- ① 正社員として雇用すること (雇用期間の定めがないこと)
- ② 労働保険及び健康保険に加入すること
- ③ 融資実行後6ヶ月以内に雇用し、雇用開始後1年以上継続して雇用すること
- ④ 雇用開始後及び雇用開始から1年経過後、すみやかに雇用状況を県に報告すること

雇用の要件を欠くケース

